

保健だより



新潟県立新潟工業高校
保健室
令和6年4月8日

新年度が始まりました。新しい気持ちで、それぞれの目標に向かって素敵な高校生活を送ってほしいと思います。環境の変化に慣れるまでは心も体も疲れやすいと思いますので、夜は早めに寝るようにして、次の日まで疲れを残さないようにしましょう。

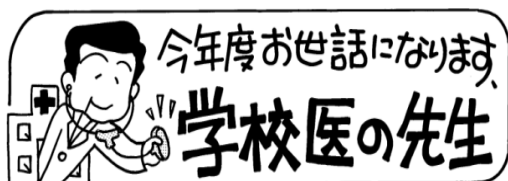


<健康診断の日程>

— 健康診断は、自分の健康状態を知るチャンス！ —

健康診断の結果、疾病異常等の疑いがある場合は、受診のお知らせを渡します。できるだけ早めに医療機関を受診しましょう。なお、学校の健康診断はスクリーニングといって、疾病・異常の「疑い」があるケースを見つけだすものです。受診した結果、異常がないと診断されることもあります。必ず学校に報告するようお願いします。

検診日	検診名	対象	会場	時間	持ち物・連絡事項	
4月	10日(水)	身長体重	全学年 身長：大体育館 体重：小体育館 女子は保健室	5. 6限	・ 昼休みに体操着に着替えを済ませておく ・ メガネがある人は必ず持ってきて、メガネ着用の視力を図る	
		視力	全学年			自教室
		聴力	1・3年			会議室 選択教室3
	11日(木)	尿検査一次	全学年	教室で回収後 保健室に提出	1限後の 休み時間 まで	・ 朝のうちに教室で集め、保健室に 保健委員が提出する
	12日(金)					
	18日(木)	内科検診	全学年	会議室 小会議室	13:30~	・ 内科検診は3日間 ・ 自分が受ける内科検診日には、 長袖半袖の体操着を持ってくる ・ 昼休みに着替えを済ませておく
	19日(金)					
	22日(月)					
	24日(水)	尿検査二次	該当者	保健室前 廊下		登校後すぐに保健室前の廊下にある袋に提出 【SHR前】
	25日(木)					
30日(火)	心電図検査 胸部間接撮影	1年生	会議室 小会議室	8:50~	・ SHR前に体育着に着替える ・ タイツは不可。	
5月	27日(月)	眼科検診	全学年	会議室 自教室前廊下	13:30~	・ 昼休みに手をよく洗っておく ・ 番号と名前を言ってから、眼科医に自分で あかんべいをして診てもらおう
	30日(木)	歯科検診①	全学年	全学年	8:55~	・ 歯をよくみがいて、検温を必ずして登校 ・ 自分の番になったら、健診票を歯科衛生士 に渡す
6月	13日(木)	歯科検診①	5/30欠席者	5/30欠席者	14:30~	・ 昼食後、よく歯を磨く ・ 自分のクラスと名前を伝える
	19日(水)	耳鼻科検診①	1年生	1年生	9:50~	・ 頭髮は邪魔にならないよう耳にかけか、 ピンでとめる ・ 自分の番になったら、左耳を医師に向けて 立ち、「左耳→右耳→鼻→のど」の順に 受ける
	26日(水)		耳鼻科検診②	6/19欠席者		



- ❖ 内科 蒲澤 知子先生(こばりファミリークリニック)
- ❖ 歯科 朝妻 八男先生(朝妻歯科医院)
- ❖ 耳鼻科 山崎 洋大先生(耳鼻咽喉科やまざきクリニック)
- ❖ 眼科 寺島 浩子先生(新潟大学医学務眼科)

保健室

◆◆◆保健室はこんなところです◆◆◆

保健室を利用する際は、担任の先生か、教科担当の先生に伝えてから利用しましょう。無理な場合は、クラスの友達に話して、教科担当の先生に伝えてもらうようにしてください。爪切り(体育の授業は除く)や緊急性のないケガは、休み時間に来てください。ルールやマナーを守って利用しましょう！今年度、保健室を担当する荻野・大野です。悩みや相談があるときは、いつでも声をかけてください。よろしくお願いします！

☆ケガをしたときの応急処置



☆具合が悪くなったときの休養

・保健室で休養した時は紙を渡しますので、担任の先生に渡してください。
・薬はありませんので、必要な人は自分で用意しましょう。



☆健康に関する情報の提供

・自分の健康について知りたいとき
調べたいとき など



☆心配なことや不安なことの相談



SC: スクールカウンセラー



スクールカウンセラーは、学校生活における悩み【友人関係・体のこと・性格・恋愛や性・進路・成績・家庭のことなど】が相談できます。家族や先生など、身近な人だからこそ話づらいこともあると思います。そんな時には、ぜひ利用してください。希望する人は、担任の先生や保健室に申し出てください。

＜スクールカウンセラー来校予定日程＞



4月 10日(水)・17日(水)・24日(水)

5月 1日(水)・8日(水)・22日(水)・29日(水)

6月 5日(水)・12日(水)・19日(水)・26日(水)

* 日程が変更することがあります



日本スポーツ振興センターについて



日本スポーツ振興センターの『災害共済給付制度』とは、学校管理下でけがをした場合に医療費が給付される制度のことです。給付の対象となる“学校管理下”の範囲は、①授業中や学校行事中②部活動 ③休み時間や放課後 ④登下校中(対自動車などの場合は除く)などです。初診から治療終了までの医療費総額が5,000円以上(健康保険証利用で本人負担が1,500円以上)が対象になります。ただし、給付事由が発生してから2年を過ぎると請求できなくなり「ますので早めに手続きをしましょう。申請に必要な書類は保健室にありますので取りに来てください。中学校でけがをして、高校入学後も治療を継続して受ける場合は、4月以降の医療費は高校で請求しますので、書類を保健室へ提出して下さい。